生（い）き活（い）きタウン・ところざわの「まちの憲法」と「まちづくりの設計図」

私たちの「まちの憲法」（仮称）まちづくり基本条例案の策定と私たちの「まちづくりの設計図」第５次所沢市総合計画・基本構想案の策定

◆まちづくり基本条例とは◆

市民・市議会・市の自治に対する責務や役割を明確にすることから「条例の中の最高法規」「自治体の憲法」などといわれています。また「自治基本条例」とも呼ばれ、行財政運営や情報公開、市民参加等の自治の基本ルールを定めるものです。（制定は任意。現在全国約100の自治体で制定）

◆総合計画・基本構想とは◆

他の計画や指針等の最上位に位置し、限られた財源の中で地域の特性に合わせた施策を総合的・効率的に進める計画です。市町村がどのようなまちをつくろうとしているかが分かる「まちづくりの設計図」です。（地方自治法の規定により必ず策定）

地方分権が進み、各自治体には自主・自律のまちづくりが求められています。市では、所沢市をさらに暮らしやすいまちにするために、市民・市議会・市が協力してまちづくりを進めるための基本的なルールとなる「（仮称）まちづくり基本条例」の検討を行っています。また、所沢市の将来像を示す「第４次所沢市総合計画・基本構想」は、平成22年度をもって計画期間が終了しますので、新たな計画づくりを始める必要があります。

今回は、これらの内容と、市民の皆さんと一緒になって検討を進めるための市民委員の公募についてお知らせします。

※問い合わせ　政策企画課（☎２９９　８-９０２７・FAX２９９４-０７０６）

所沢市の条例案づくりへの取り組み

Ⅰ後期基本計画への位置づけと検討懇話会による提案

（仮称）まちづくり基本条例の制定に向けた取り組みは、平成18年３月に策定された後期基本計画（後述）の素案づくりの過程で、策定にかかわった公募市民の皆さんから必要性が認められ、計画の重点事業に位置づけられました。その後、平成18年７月に、自治会やＮＰＯ関係者、学識経験者の５名による「所沢市（仮称）まちづくり基本条例案策定に向けた準備等に関する検討懇話会」（以下「検討懇話会」）を設置し、この条例のつくり方について検討をいただき、事前に十分なＰＲ活動を実施することをはじめとする内容の提案が示されました。

Ⅱ講演会・勉強会の開催

検討懇話会の提案を受け、市民の皆さんに「まちづくり基本条例」を知っていただくため、これまでに、講演会や勉強会を市内各地で計34回開催し、模擬ワークショップも開催しました。また、シンポジウムも次のとおり開催することとしています。

とき　11月16日(日)／午後１時

ところ　市役所８階大会議室

◎会場へ直接お越しください。

講演会の様子

Ⅲ条例検討委員会を設置

「（仮称）まちづくり基本条例」は、自治体の憲法となるものです。したがって、条例案づくりには、多くの市民の皆さんにかかわっていただくことが重要になります。このため、検討を進める過程では、より多くの市民の皆さんのご意見をいただく機会を設けることや、市議会とも十分に情報交換を行う必要があります。こうした取り組みを進めるため、公募市民による「条例検討委員会」を設置します。

所沢市の総合計画・基本構想

Ⅰ総合計画・基本構想

第４次所沢市総合計画・基本構想（以下「基本構想」）は、所沢市のまちづくりを総合的・計画的に進めるために策定されたもので、平成13年度から10年間の計画期間になっています。

この「基本構想」では、所沢市の将来都市像を「ゆとり・うるおい・活力ある生活文化都市」としています。また、計画期間を前後５年に分けた「基本計画」（現在は後期基本計画）も策定しています。

Ⅱ新たな基本構想づくり

現在の基本構想は平成22年度で計画期間が終了します。このため、新たな「第５次所沢市総合計画・基本構想」策定の準備を始める時期に来ています。

基本構想は、市の将来像を示すものです。市民参加の機会を設け、市民の皆さんと一緒に策定を進めることが不可欠です。

このため、新たな基本構想案づくりに向けた公募市民による「基本構想検討委員会」を設置します。

「まちづくり基本条例」と「総合計画・基本構想」

公共施設の建設や道路の整備など、暮らしを便利にすることだけが、まちづくりではありません。市民が幸せに生き活きと暮らせるようにすることも重要なまちづくりです。

「まちづくり基本条例」は、どのような方法でまちづくりを進めていくかを定め、行財政運営や市民参加等の仕組みや考え方を示す市政運営の基本的なルールとなります。

一方、「総合計画・基本構想」は、「まちづくり基本条例」で定められたルールに基づいて、何をするかという中身を示すものです。

このルールと中身が一体となり、それぞれの役割を果たすことで、市政運営を円滑に進めることができます。

＊　＊　＊

「まちづくり基本条例の取り組み」および「総合計画・基本構想」の詳細は、市役所３階政策企画課、または市ホームページ（「まちづくり基本条例」「基本構想の構成」で検索）でご案内しています。

知恵と力を結集したまちづくりをめざして

市長　当麻　よし子

所沢市は、交通の利便性に恵まれ、緑豊かな自然、そして多彩な魅力と可能性を秘めたすばらしいまちです。このまちをさらに住みやすく、愛着と誇りの持てるまちにするため、市民の知恵と力を結集し、市民との協働により自律した市政を確立したいと思っております。

こうした中、市では、自治体の憲法といえる「（仮称）まちづくり基本条例」の制定に向けた取り組みを進めております。また、まちづくりの設計図となる「総合計画・基本構想」が計画期間の終了を迎えようとしています。所沢市にふさわしい「まちの憲法」と、「まちの設計図」である所沢市の総合計画づくりを市民の皆さんとともに検討してまいりたいと考えております。

皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

「情報」と「協働」

本間　滋さん
（小手指町在住）

第５次総合計画・基本構想を策定していく作業が、地域社会を構成する市民・市議会・行政の３者による〝お題目〟ではない「協働」を形にするものであれば良いと思います。他市以上に急速に進む高齢化、これによる個人市民税の減収と福祉費の増大は、平成23年度以降の中長期計画に関して従来の発想で対応することを許さないでしょう。

このような事態が迫っているという現実を市民が正確に認識するために、情報の共有は不可欠です。行政が情報発信と説明責任を、そして議会が監視と提言の役割を果たし、その上で所沢としての「選択と集中」を、市民と議会と行政が三位一体で考え、作り上げていきたいものです。

まちづくり基本条例への期待

川口　絢子さん
（小手指南在住）

まちづくり基本条例案策定の場では、希望者が市民検討組織として、行政と密接に関わり、サポートを受けつつ意見交換ができるということでした。市との意見交換の中では「もっとこうなってほしい」「ここは改善した方がいい」など、自分が思ったことを伝え、市民自らが市を変えていくチャンスが得られることを期待します。

私たちの暮らすまちがより良くなることは、住民誰もが望むことだと思います。

したがって「みんなのまちをみんなでつくる」というこの取り組みは、市民が自分のまちについて理解を深め、考える契機になり、市民からの視点で所沢市を良いまちにしていけると思います。

みんなのまちをみんなでつくろう

総合計画・基本構想の市民委員を募集

第５次所沢市総合計画・基本構想案の検討を行う「基本構想検討委員会」を設置します。応募いただいた市民の皆さんと、私たちの「まちづくりの設計図」となる基本構想案の策定に取り組みます。

皆さんの参加をお待ちしています。

対　　象	市内在住・在勤・在学の高校生以上の方
定　　員	70人(応募者多数の場合は抽選)
活動期間	平成21年１月～23年３月（予定）

まちづくり基本条例の市民委員を募集

（仮称）まちづくり基本条例案の検討を行う「条例検討委員会」を設置します。応募いただいた市民の皆さんと、私たちの「まちの憲法」となる条例案の策定を進めます。

皆さんの参加をお待ちしています。

対　　象	市内在住・在勤・在学の高校生以上の方
定　　員	人数に制限はありません
活動期間	平成21年１月～23年３月（予定）

申し込み

住所・氏名・電話番号を記入のうえ、「条例検討委員会」または「基本構想検討委員会」のどちらの応募かを明記し、11月28日㈮までに、次のいずれかの方法で応募してください。

▶官製はがきを政策企画課（〒359-8501並木１-１-１）へ郵送▶ＦＡＸ（FAX2994-0706）▶Ｅメール（アドレスa9027@city.tokorozawa.saitama.jp）▶「募集のお知らせ」の応募欄を市役所３階政策企画課へ持参または郵送

◎「募集のお知らせ」は政策企画課、各出張所、または市ホームページ（「市民委員募集」で検索）から入手できます。

問い合わせ　政策企画課（☎2998-9027・FAX2994-0706）